

貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約の 保険料の納入に関する規約

（目 的）

第 1 条 この規約は、日本機械輸出組合（以下「組合」という。）が定款第 8 条の規定により、組合員のために行う貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）（以下「包括保険」という。）の保険契約の保険料の納入に関する取扱いについて定めるものとする。

（保険料の納入対象）

第 2 条 この規約において、「貿易代金」とは、別表第 1 に掲げるものをいう。また、「貿易代金貸付」とは、貿易代金の支払のための資金の貸付に係る債権または当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得をいう。

2 この規約において、「保証債務の負担」とは、貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金または当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「借入金等」という。）に係るものをいう。

3 この規約において、保険料の納入の対象となるものは、貿易代金貸付または保証債務の負担が別表第 2 に該当する場合であって、かつ貿易代金貸付または保証債務の負担の対象となる貿易代金に係る輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）が、組合にて別に定める貿易一般保険包括保険（機械設備）に関する規約の対象となる契約（以下「対象契約」という。）である場合の包括保険の保険契約に係る保険料とする。

（包括保険の保険料の納入に関する特約の締結）

第 3 条 組合は、この規約に基づいて貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約（以下「特約」という。）を株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に締結するものとする。

（保険料の納入義務）

第 4 条 前条の特約に基づく保険料の納入義務者は組合とし、組合は、包括保険の保険契約が締結された貿易代金貸付または保証債務の負担の対象となる貿易代金に係る対象契約を締結した組合員（以下「関係組合員」という。）から当該保険料を徴収するものとする。

（保険料）

第 5 条 関係組合員が納付すべき保険料の額は、貸付契約ごとに、日本貿易保険が定める保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 000

70) に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。ただし、包括保険の保険契約者（以下「銀行等」という。）が日本貿易保険との間で締結した保険契約について、日本貿易保険が定める貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）、または貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 100061（以下「外貨建特約書（保証債務）」という。）を付して保険契約を締結した場合は当該特約書に掲げる金額とする。

（保険料納入の組合に対する委任）

第6条 組合員は、自己を輸出者、仲介貿易者または技術提供者（以下「輸出者等」という。）として締結した対象契約に係る包括保険の保険契約の保険料の納入のために必要な一切の行為を組合に委任する。

（保険料の納付）

第7条 日本貿易保険に支払う保険料は、すべて第5条に定めるところにより計算された金額について、関係組合員が組合へ納付しなければならない。

- 2 組合は、前項の保険料を毎月1日から末日までの間において締結された包括保険契約について関係組合員毎に計算して、当該組合員へ支払いの請求をする。
- 3 前項により組合から支払請求を受けた組合員は、当該月分の保険料を組合の指定する日までに組合へ納付しなければならない。
- 4 組合は、前項による保険料を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。

（延滞金の納付）

第8条 前条第3項の納付期限までに保険料の納付をしない関係組合員は、納付期限の翌日から納付の日までの日数について、延納した金額に対し、年10.95%の割合で計算した延滞金を組合に納付しなければならない。

ただし、故意または重大な過失によって保険料の納付を延納した場合は、組合は、定款第20条（除名）または第25条（過怠金）の規定による処分に附することができる。

（保険料の返還）

第9条 組合は、日本貿易保険から特約第3条に基づき保険料の返還があったときは、直ちにこれを関係組合員へ返還する。

（組合脱退による権利義務の効力）

第10条 組合員は、組合を脱退した場合において組合員であったときにこの規約の規定により発生した権利義務を脱退後において遂行しなければならない。

- 2 組合員であったときに納入すべき保険料はその輸出者等が組合を脱退した後において

ても、組合員としての規約に基づいて納入しなければならない。

(組合員の義務履行責任)

第11条 関係組合員は、保険料の納入に関しこの規約に規定されている義務を履行しなければならない。

2 前項の義務の履行を怠ったことによって、組合または組合員に損失を与えたときは、当該組合員がその損失賠償の責めを負わなければならない。

(雑 則)

第12条 この規約に定めていない事項については特約による。

第13条 この規約を変更または廃止しようとするときは、理事会の議決による。

第14条 この規約による細目については、理事長の定めるところによる。

第15条 組合は、この規約の遂行により知り得た組合員の業務上の機密事項をすべて保持する義務を負う。

附 則 (平成4年9月25日)

1 この規約は、平成4年10月1日から実施する。

2 昭和47年10月1日実施に係る輸出代金保険(輸出代金貸付契約)包括保険および仲介貿易保険(仲介貿易代金貸付契約)包括保険の保険契約の保険料の納入に関する規約は、平成4年9月30日限り廃止する。ただし、同規約の有効期間中に締結された輸出契約等に係る貸付契約の保険料納入に関しては、なおその効力は存続するものとし、同規約の適用をうけるものとする。

附 則 (平成9年5月26日)

この規約の変更は、平成9年6月1日から実施する。

附 則 (平成11年11月8日)

この規約の変更は、平成11年12月1日から実施する。

附 則 (平成13年3月22日)

この規約の変更は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成14年3月26日)

この規約の変更は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年5月20日)

この規約の変更は、平成16年10月1日から実施する。

附 則 (平成17年3月28日)

この規約の変更は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 （平成 26 年 9 月 26 日）

この規約の変更は、貿易保険法の一部を改正する法律が施行された日から適用する。

附 則 （平成 29 年 3 月 30 日）

この規約の変更は、平成 29 年 4 月 1 日以降に保険契約が申し込まれる対象契約について適用する。